

# 36協定違反発生!!

## 田町運転区で36協定違反!

**支社の指摘で発覚!! 現場ではずさんな管理体制が明らかに!!**

平成29年2月21日に、泊勤務で合算して8時間55分の時間外労働で日の限度時間を超過した。すぐに事象が発覚しなかった理由は勤務実績を後日まとめて入力することが多く、また承認を行う管理者も、日の超過については8時間を超えることはないだろうと思い込んでいた。

# 34条違反も連続発生!!

## 大田運輸区で休憩時間を17分しか与えなかった34条違反が発覚!!

平成29年8月21日に変形日勤に従事していた組合員に突発が出たため指定行路を乗務指示し、その際 60分の休憩時間を付与せず、管理者の知識不足「取扱い誤り」となってしまった。  
さらに! 分会から現場長に「緊急安全衛生委員会」の開催を要請したところ「軽度の事象である」「緊急安全衛生委員会は開催しない」と回答し、安全衛生委員会の形骸化もされた!

**東京信号技術センターにおいて、半休で出勤し8時間労働した組合員に対し、休憩時間を与えなかった34条違反も発覚!!**

さらに! 管理者から「休憩をとったことにしてほしい」と改ざんを要請!

36協定違反や労働基準法違反が発生している事実や安全衛生委員会を形骸化することは、労働者の健康を守らず労働基準法を踏みにじる極めて経営側の姿勢の問題であり断じて許すことは出来ない!!!

